

様

在宅療養の訪問診療（定期往診）の
診療料の支払いについて

令和____年____月____日

①診療代は月末までに変動する事がありますので翌月の支払いになります。

②処方される薬が院内か院外は患者さんにより異なります。

院外の処方だと薬局の支払いも生じてきます。

③訪問看護をご利用される方は・・・

当所の医師により訪問看護指示書を作成し訪問看護の看護師に指示を出します。

その訪問看護指示書を毎月1回300円（1割負担の方）請求します。

④往診時の交通費として車代をいただきます。

市内 1回320円 市外 1回550円

⑤居宅療養管理指導（介護保険として当所が請求する項目）

* 要支援・要介護の認定を受けられた方で通院が困難な方のご自宅（居宅）におもむき訪問診療による医学的な管理に基づいて医師が指導を行う。

* 居宅介護支援事業者に居宅サービス計画作成等に必要な情報を提供します。

* 家族の方に、居宅サービスを利用する時の注意事項や介護方法などの指導・助言を行います。

月1回 訪問診療 : 295円（同一建物居住者 285円）

月2回以上訪問診療 : 590円（295円×2回まで）（同一建物居住 285円×2回まで）

⑥支払い方法は下記を選択して下さい・

1.口座振替による支払い（佐久浅間農協 北御牧支所の口座のみ）

2.月末で締め翌月に請求書を郵送いたします。ご家族の都合の良い時に請求書持参の上、直接当所窓口までお支払いに来て頂きます。

3.月末で締め翌月の訪問診療時に看護師にお支払い下さい。（ご家族が対応出来ない方のみ）

何かご不明な点がございましたらお気軽にお問い合わせ下さい。

東御市立みまき温泉診療所

〒389-0402

長野県東御市布下6番地1 Tel 0268-61-6002